

市議会政策提言と条例（たたき台）との比較

No.	区分	議会政策提言のポイント	反映状況	条例たたき台への反映(条項・内容)
1	条例名称	「子どもにやさしいまちづくり条例(仮称)」	－	・「子どもにやさしい」は大人が子どもを守り、支援するものという印象にとどまる可能性がある。今回の条例では、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもを支援される存在としてだけでなく、まちづくりのパートナーとして捉えるという視点を重視し、「こどもまんなかのまちづくり条例」とする。
2	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	「妊婦とおなかの赤ちゃん子育て応援宣言」に関する陳情の趣旨を具体化する法的基盤として位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が一体的に推進されることを期待する。	◎ 反映	・前文に、「妊娠期から子育て期を通じて、誰一人置き去りにされず、子どもとその家庭が地域社会全体で支えられること」を明記。 ・第5条(市の役割)に、各主体・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの各段階に応じて、子どもとその家庭を切れ目なく支えることを規定。 ・第11条に「京丹後市いのちとこどもまんなかの日」及び週間を規定。
3	基本理念	「子どもの最善の利益」を基本理念とし、子どもを権利の主体として尊重するとともに、家庭・地域・学校・事業者・行政が連携し、まち全体で子どもと子育て家庭を支える。	◎ 反映	・前文に「大人は、子どもを権利の主体として尊重し、その思いや意見を受け止め、子どもにとって最もよいことをともに考える責任がある」「子どもとその家庭が地域社会全体で支えられること」を明記。 ・第1条(目的)に「まち全体でこどもまんなかのまちづくりを推進することを目的とする」を明記。 ・第3条(基本理念)に「子どもに関することについては、子どもにとって最もよいことが第一に考えられる」ことを規定。 ・第14条(推進体制及び検証)に各主体との連携及び協働を規定。
4	方向性(1) 権利を尊重する社会環境づくり	学校教育や地域活動等を通じて子どもの権利への理解を深め、市民、関係機関、事業者等が意識を共有し、まち全体で支える社会環境をつくる。	◎ 反映	・第5条(市の役割)に「子どもに分かりやすい情報提供及び学習機会の確保」を規定。 ・第6条(保護者の役割)、第7条(育ち学ぶ施設の役割)、第8条(市民の役割)、第9条(事業者の役割)に子どもの権利についての理解やその尊重について規定。 ・第10条(普及啓発)に広報、啓発及び学習機会の確保を規定。 ・第11条(いのちとこどもまんなかの日及び週間)に子どもの権利について理解を深める機会を規定。
5	方向性(2) 育ちと生活環境の保障	すべての子どもが安心して過ごし、遊びや人との関わりを通じて健やかに成長できる環境を保障し、経済状況や家庭環境に左右されない視点を市の施策全体に反映する。	◎ 反映	・第3条(基本理念)に家庭環境、経済的状況等による差別の禁止を規定。 ・第4条(子どもにとって大切な権利)に、安心して生活すること、居場所を持つこと、遊び、学び、休み、多様な経験をすること及び貧困等から守られることを規定。 ・第5条(市の役割)に、あらゆる施策を通じて権利の保障に努めることを規定。
6	方向性(3) 意見表明と参画の保障	子どもを権利の主体として位置付け、年齢や発達段階に応じて意見を表明し、市の施策やまちづくりに参画できる基本的な仕組みを整え、意見を施策の立案・実施・評価に反映する。	◎ 反映	・第3条(基本理念)及び第4条(子どもにとって大切な権利)に、意見が聴かれ、尊重されることを規定。 ・第5条(市の役割)に施策の検討・実施・評価時の意見聴取を規定。 ・第8条(市民の役割)に「子どもの思いや意見を尊重すること」を規定。 ・第13条(計画による推進)に、こども計画の策定・推進・評価において意見を反映するために必要な措置を講ずる旨を規定。
7	方向性(4) 権利侵害への対応・相談・救済	独立性・中立性に配慮した相談・救済の在り方を検討し、必要な制度的担保を図る。子どもが安心して相談でき、関係機関が連携して支援につなげる体制づくりの基本方針を示す。	△ 一部反映	・第12条(相談及び支援)に相談体制、関係機関との連携、必要な支援・調整、子どもの意見及び秘密への配慮を規定。 ※第三者的な相談・救済機関の設置は規定せず、既存の相談・支援体制を基本として整理。
8	方向性(5) こども計画との連動	こども計画を条例の理念に基づく実施計画として位置付け、施策との整合を図る。計画の策定・推進・評価に子どもの意見を反映する。	◎ 反映	・第13条(計画による推進)に、市町村こども計画を定め、当該計画に基づき、少子化対策を含む子ども及び子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定。同条第2項に、計画の策定・推進・評価における子どもの意見聴取及び意見反映のための措置を規定。
9	方向性(6) 検証・見直し	社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、条例及び関連施策を定期的に検証し、必要に応じて見直す。	◎ 反映	・第14条(推進体制及び検証)に、条例に基づく取組を定期的に検証し、必要に応じて見直すことを規定。